

重要

会員各位

2009年5月20日  
特定非営利活動法人  
日本プロカウンセリング協会  
理事長 村上勝彦

## 「特定非営利活動法人から社団法人への移行について」

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は当協会の運営にご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて当協会は2006年5月第164回通常国会の公益法人制度改革関連3法、2008年12月1日より全面施行された一般社団・財団法人法を受け、2009年5月10日開催の臨時社員総会及び、臨時理事会を開催し、「特定非営利活動法人」から「一般社団法人」への移行が決定いたしましたのでお知らせいたします。社団法人への移行に伴い、現準会員、会員、正会員の皆様は無手続きで登録が移行いたします。またこれに伴い、より会員に開かれた協会へと進化するために、社団法人の社員、及び理事を会員より募集いたします。

敬具

記

### 1、一般社団法人移行の目的

- ・ 会員の公益、営利活動にあたる身分を強化する。
- ・ 社団法人移行により、NPO法人よりもさらに開かれた協会運営を目指す。
- ・ 他企業、団体とのアライアンスの基盤強化。
- ・ 営利事業及び公益事業への入札、参画機会の拡大。
- ・ 日本唯一の民間折衷主義派の心理カウンセリング技術の普及を目的とする団体地位の確立。
- ・ 協会登録の資格取得会員の地位安定。

### 2、現行NPO法人会員の身分や責務

- ・ NPO 法人の準会員、会員、正会員は NPO 法人身分を無手続きで保持する。
- ・ NPO 法人の準会員、会員、正会員の責務は社団法人移行後も変更されない。

### 3、社員及び理事会への参画

- ・ NPO 法人の会員は社団法人会員への無手続きでの会員身分の移行後、会員の希望と社員の推薦を経て社員総会の決定により、社団法人の社員として社員総会に参加し協会運営に参画できる。
- ・ 社団法人の社員は社員総会の決定により、理事として理事会に参加でき、理事会に参画できる。

### 4、準会員、会員、正会員 A、B の会費について

- ・ 準会員は月額 1,000 円、年額 12,000 円を年会費として納入する。
- ・ 会員は月額 2,000 円、年額 24,000 円を年会費として納入する。
- ・ 正会員 B は月額 10,000 円、年額 120,000 円を年会費として納入する。
- ・ 正会員 A は月額 20,000 円、年額 240,000 円を年会費として納入する。

### 5、社員及び理事の会費について

- ・ 社員は社員会費として 1 口 5 万円、年間 2 口以上を納入する。
- ・ 理事は理事会費として 1 口 5 万円、年間 4 口以上を納入する。
- ・ 会員及び正会員が会費と社員会費及び理事会費を重複して納入する場合は会費相当額を減額する。

以上

※ 本件に関するお問合せは担当理事 濱田までお願いします。

PM13:00～PM20:00 まで TEL 06-6375-2801